

【お金最新情報】2017/9/26 版

今月の目次

- 目次 ① そろそろ準備を！次年度からのパート主婦の働き方
- ② 確定拠出年金運用通信
- ③ 新幹線も乗れるJRの乗り放題切符（西日本版）

① そろそろ準備を次年度からの主婦の働き方

2018年以降、配偶者控除並びに、配偶者特別控除が見直されます。（男女の説明がややこしくなりますので、ここからは夫が主な稼ぎ手でサラリーマン、妻がパートに出ていると仮定して説明していきます）

また最初にお伝えしておきますが、ご主人の収入が変更された限度額を超えてしまうと配偶者控除は使えなくなりますので明らかにそれを超える高額所得の旦那様の世帯は諦めてください。それ以外の方は自分が来年からどんな影響をうけるのかだけでも見ておいてください



まずは配偶者控除等の早見表をご夫婦の収入別でご確認ください（2018年～

	年間収入範囲 単位：万円	ご主人の収入			
		1,120以下	1,170以下	1,220以下	1,220超
奥 様 の 収 入	103以下	38万円	26万円	13万円	0万円
	150以下	38万円	26万円	13万円	0万円
	155以下	36万円	24万円	12万円	0万円
	160以下	31万円	21万円	11万円	0万円
	167以下	26万円	18万円	9万円	0万円
	175以下	21万円	14万円	7万円	0万円
	183以下	16万円	11万円	6万円	0万円
	190以下	11万円	8万円	4万円	0万円
	197以下	6万円	4万円	2万円	0万円
	201以下	3万円	2万円	1万円	0万円
	201超	0万円	0万円	0万円	0万円

ご夫婦ごとの年収が交差する場所が配偶者控除として控除してくれる金額になります。専業主婦で奥様の収入がゼロの場合は103万円以下の欄です。現在103万円以下に抑えていたパート主婦の給与範囲が一段下（150）まで広がっていますよ

変更点の主なポイント

- 1、奥様の収入が150万円までは従来の配偶者控除（38万円）がそのまま使えるようになります。現行は（103万円）そして配偶者特別控除の枠が広がります201万円まで
- 2、夫の年収が1,120万円を超えると配偶者控除の金額が段階的に減少しゼロへ
- 3、奥様の所得税は103万円を超えると従来通り掛かります。（所得税、住民税、社会保険料も各々の枠を超えると）

あと注意点として

夫の勤め先で配偶者手当などが出ている場合で奥様の年収制限があるとき
社会保険料の支払いが生じる106万円130万円の壁は残りますので社会保険上の扶養に入っておきたいとき



元々は主婦の働き方改革で「配偶者控除廃止案」からスタートした見直しでしたが、なんか中途半端に残ってしまいましたね、やはり『政府』もたくさんいる中所得者層を選挙で敵に回すのは嫌だったのでしょうか？その余波を高所得者に持って行く事になりそうです。困みに老人対象配偶者控除は要件が少し違いますのでご注意ください。

変更点を整理してお得に働く事例は（下記3点の条件をクリア出来ると）

- ・夫の年収が1,120万円を超えない
 - ・自身のパート先が社会保険料の対象106万円ではなく130万円である
 - ・現在100万円程に抑えていたが129万円ぐらまでは働ける環境がある
- 来年からは働く時間を増やして給与を毎月20,000円程増やし、その増えた分を個人型確定拠出年金にて積み立てる（23,000円まで）、そうすると社会保険料も所得税も掛からずに老後の自分年金が貯められることになります。
- 上記スキームで現在40歳の主婦が毎月20,000円を積立60歳を迎えた場合、480万円の元本が貯まります、それを3%で運用できれば640万円をこえますよ
- そんなことやその他のお得な事を具体的に提案出来ると思いますので是非ご相談してください。効果がなければ相談料は頂きませんので・・・

ちょっと番外編ですが、例えばパート収入を増やす事で会社の社会保険に加入出来るという好環境が揃っている場合は社会保険に加入する方が長い目で見ると得な場合があります。控除分の手取りは少なくなりますが、将来の年金に加算されていくので有利になる場合が多くあります。そちらも視野に入れて検討していくと良いですよ